

市議会・選挙・市民参加

市議会のしくみ

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

■ 1. 市議会とは（議決機関と執行機関）

恵庭市を明るく豊かで住みよいまちにするためには、市民全員で話し合っていくことが必要です。しかし、市民全員が1カ所に集まり市政を運営することは不可能なため、市民の代表として選ばれた市議会議員が集まり、市の仕事について議論し、決定するところが市議会です。これを市の議決機関または意思決定機関といいます。そして、市議会で決定したことをもとに、市長が実際に仕事を進めていきます。こちらは執行機関といいます。そこで両者の関係は、車にたとえ「市政の両輪」と呼ばれています。

■ 2. 市議会の組織

(1) 議員の定数

恵庭市では「恵庭市議会議員定数条例」により、議員定数は21人となっています

(2) 議員の任期

現在の議員の任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日です

(3) 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、本会議などの議会の運営や議会に関する事務の処理に当たり、対外的には議会の代表者として議会の意思を表明します

■ 3. 市議会の仕事

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。その主なものは次のとおりです。

(1) 議決

条例の制定・改廃・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します

(2) 選挙と同意

議長、副議長を選挙したり、また、副市長、監査委員、教育委員会の委員など市長が任命する際には、議会の同意が必要で

(3) 調査と検査

市の仕事について調査し、必要な場合には関係人の出頭・証言、記録の提出などを求めることができます

(4) 請願と陳情

請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします

(5) 意見書の提出

公益に関することについて、市議会の意見を国の関係機関に要請します

■ 市議会の運営

市議会には、定例会と必要に応じて開く臨時会があります。定例会は、年4回開きます。

(1) 本会議

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議で、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。本会議では、市長が議案について提案理由を説明したり、議員が市政について質問し、また、意見を述べたりします

(2) 委員会

市議会の最終的な決定（議決）は本会議でおこなわれますが、効率的・専門的な審議をするために常任委員会や特別委員会を設置しています

● 常任委員会

恵庭市議会には、市役所の業務の部門に対応して3つの委員会があり、本会議で付託された事項の審査や所管事務の調査を行います。委員の任期は、条例により2年と定められています

委員会名	所管部局
総務文教常任委員会	総務部、企画振興部、教育委員会、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会などの所管事項
厚生消防常任委員会	生活環境部、保健福祉部、子ども未来部、消防本部などの所管事項
経済建設常任委員会	経済部、農業委員会、建設部、水道部などの所管事項

● 議会運営委員会

議会運営委員会は、本会議が円滑に、かつ、効率的に進行するために、議会運営に関する重要な事項を協議、調整するとともに、請願および陳情の取り扱いについて協議します

● 特別委員会

特別委員会は、議会が必要と認めたときに、本会議の議決によって設置され特定の重要事項について審査します。設置されているものとして、基地特別委員会(令和5年設置)、補正予算審査特別委員会(令和5年設置)、議会改革特別委員会(令和5年設置)、恵庭市ハラスメント根絶特別委員会(令和5年設置)、議会広報特別委員会(令和5年設置)、議会広報特別委員会(令和6年設置)、総合計画特別委員会(令和6年設置)、予算審査特別委員会(毎年設置)、決算審査特別委員会(毎年設置)があります

市議会を傍聴してみませんか

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

市議会の本会議、委員会は、どなたでも傍聴できます。

市議会を傍聴することは、市政の運営状況や、議員活動、市議会の様子を知るための良い方法です。皆さんもぜひ、市議会を傍聴してみませんか。

■ 本会議の傍聴

議場は、市役所の3階にあり、57人分の傍聴席と3人分の車椅子席が設けられています。また、身体の不自由な方のための昇降機も設置しています。

傍聴席入口で、傍聴人受付票に住所、氏名を記入していただきます。

■ 委員会の傍聴

常任委員会、特別委員会の傍聴もできます。

委員会の傍聴は、席に限りがあるため、傍聴者数を制限する場合があります。

■ 傍聴に関しては、次の事項をお守りください

- (1) 拍手などにより公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論、放歌、高笑いなど騒ぎ立てないこと
- (3) 示威宣伝または扇動する行為をしないこと
- (4) 飲食、喫煙をしないこと
- (5) 写真、ビデオ撮影や録音をしないこと

その他会議の秩序を乱す行為をしないこと

※携帯電話は、電源を切るか着信音等を発しない措置をし、傍聴席にお入りください

請願書・陳情書の提出

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

皆さんは、市政への要望や意見を反映させる方法として、請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書を提出するときは、市議会議員の紹介が必要となりますが、陳情書の場合は、その必要はありません。請願は必ず議会で審査されますが、陳情のうち、電子メールまたは郵送されたものは議員または市民・市民団体から要請がなければ議会で審査がされません。受理された請願・陳情は、所管する委員会で審査され、本会議で採択か不採択の決定をし、採択されたものは市長その他関係機関に送付されます。

●請願書・陳情書の記載方法

- (1) 標題、趣旨、提出月日、提出者の住所・氏名を邦文で記載し、押印します
- (2) 請願の場合は、紹介議員（1名以上）の記名押印が必要となります
- (3) 陳情を電子メールで提出する場合は、押印は必要ありません

●請願書・陳情書書式例

詳しくは議会事務局に問い合わせください

選挙権があれば投票できますか？

問合せ先：選挙管理委員会（内線 4601）

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿は、どの地区にどれだけの人が、有権者として登録されているかを示すものです。住民基本台帳に基づいて登録が行われていますので、居住地の移転などは、必ず住み始めてから14日以内に住民登録の変更届出を行ってください。

■登録資格

年齢が満18歳以上の日本国民であること。
また、住民票が作成された日（転入届出をした日）から、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録がされていること。
※詳しくは、「選べる人？ 選ばれる人？」をご覧ください。

■選べる人？ 選ばれる人？

●選べる人とは？

選べる人とは、選挙権をもつ人です。選挙権をもつには、次の「備えていなければならない条件」を満たさなくてはなりません。

しかし、「権利を失う条件」にひとつでも当てはまる場合は、権利を失います。

なお、選挙権をもっていても、選挙人名簿に登録されていないければ、実際の選挙で投票することはできません

■備えていなければならない条件

選挙の種類	条件内容			
	国籍	年齢	住所地	
衆議院議員 参議院議員	日本国民であること	満18歳以上であること	引き続き3か月以上市区町村の区域内に住所を有していること 〈知事・道議会議員の選挙権〉 同一市町村に3か月以上住所を有する人が引き続き道内の他市町村に住所を移してもよい	
知事 道議会議員				
市町村長 市町村議会議員				

■権利を失う条件

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
- ・公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
- ・選挙に関する犯罪で拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

■登録の時期

登録には、次の2通りがあります。
一度、登録されると登録資格に異動が生じないかぎり、永久に登録されます。

定時登録	年4回／3月、6月、9月、12月 各月の1日を基準日として、登録資格のある人をその月の1日付で登録します
選挙時登録	選挙のたびに、登録基準日と登録日を定めて登録します

■登録の抹消

選挙人名簿の登録は、死亡または日本国籍を失ったときや、ほかの市町村に住所を移して4か月が経過したときに抹消されます。

■名簿の閲覧

選挙人名簿の正確性を保つため、閲覧を行っています。次のような場合に閲覧できます。

- ・選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
 - ・公職の候補者など、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために必要な場合
 - ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合
- なお、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません

投票日当日に投票ができないときは？

問合せ先：選挙管理委員会（内線 4601）

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、投票日当日に仕事やレジャーなどで、投票することができないときは期日前投票制度により、投票日前であっても直接投票用紙を投票箱に入れることができます。

また、長期の出張先の市区町村選挙管理委員会で投票する場合や、病院、老人ホームでの投票、都合により投票所に行くことができない場合などは、不在者投票をすることができます。

■期日前投票

●対象となる選挙

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票

●対象者

投票日当日に、仕事やレジャー、冠婚葬祭などの一定の事由により投票できない人

●投票できる期間

公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間

※投票所によって期間が異なる場合があります

●投票の手続き

入場券を持参ください。事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しておく、手続きが早く済みます

※投票手続きをスムーズに行うため、なるべく投票所入場券を持参ください。投票所入場券を持参していない場合でも、投票することができます

●投票のできる場所・時間

【市民会館】

住所：新町 10

投票時間：8時30分～20時

【恵み野会館】

住所：恵み野北2-12-2

投票時間：9時～17時

【島松市民センター】

住所：島松仲町2-5-1（島松支所併設）

投票時間：9時～17時

【フレスポ恵み野】

住所：恵み野里美 2-15

投票時間：10時～20時

■不在者投票

長期出張や出産などの理由で恵庭から離れている人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。※事前に投票用紙等を請求する必要があります。詳しくは問い合わせください

町内会に加入しましょう

問合せ先：生活環境課（内線 1187）

■町内会とは？

わたしたちの住んでいる地域には、それぞれ町内会があります。

町内会は、ご近所同士がお互いに力を合わせて助け合い、地域での問題や課題の解決、会員同志が交流を図る地域活動組織であり、市と相互に連携を取り合って明るく住みやすいまちづくりを進めています。少子高齢化が進む中、町内会の役割はますます重要になっています。市内には60の町内会があり、それぞれが自主的に活動をしています

■どんな活動をしているの？

●安全で安心なまち

防犯灯の維持管理を行い、夜間でも安心して通行できるようにいつも目配りをしています。

地域によっては、空き巣や車上狙いなどを防ぐため、パトロールを実施しています。また、突然やってくる自然災害に備えて、防災訓練や防災資機材の整備などを行っています

●心地よい環境のまち

一斉清掃や花壇整備など、地域をきれいにするための活動をしています。

新聞や雑誌などの資源物を回収し、ごみの減量化とリサイクルに努めています

●心のかようまち

高齢者への声かけ活動、食事交流会など、社会福祉活動をしています。

地域での親睦と世代間の交流を図るため、夏まつりやラジオ体操、餅つき大会などのイベントを開催しています

●役立つ情報を届けるお手伝い

市の広報配布やお知らせなどの回覧に協力しています

●未来を育むまち

交通安全指導や通学合宿など、町内の子どもたちが楽しく安全な生活を送るためのお手伝いをしています

■町内会に加入するには？

お住まいの地域の町内会長、区長などの役員の方にお申し出ください。連絡先がわからない方は、生活環境課にお問い合わせください。

町内会は、皆さんの一番身近な自治組織として、日々活動を行っています。恵庭での生活が充実し、楽しく快適に送れるよう、ぜひ加入いただき、地域活動に参加してください

市長へのまちづくり提言

問合せ先：生活環境課（内線 1184）

皆さんが恵庭のまちで暮らしていて、日頃から考えたり、感じたりしていることや市政へのご意見やご提案をお寄せください。お寄せいただいた提言は、すべて読ませていただき、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

●用紙は次の施設にあります

市民会館 1階ホール、生活環境課窓口、島松支所、恵み野出張所

また、市ホームページからもダウンロードできます。

「市長へのまちづくり提言用紙」に記入の上、電子申請、窓口、メール、ファクス、郵送で提出してください。多くの提言をお待ちしています。

※特定の個人や団体などを誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害するもの、苦情などはご遠慮願います